

別添資料Ⅱ

「研究技術専門官」（俸給表の新設）の構想試案に関するアンケート調査結果

昭和53年11月6日

専門官制度問題小委員会

国立大学協会に設置された「専門官制度問題小委員会」は、本文記載の通り「研究技術専門官」という別建の俸給表を新設して待遇改善を図る「構想試案」を作成した。この「構想試案」の作成に当つては、多くの国立大学等の関係者の賛同を得るために、関係者の意向や意見を反映し、取り入れるよう努めた。

そのために、「構想試案」の第1次案を作成した段階で、「専門官制度問題小委員会」の委員の所属大学に対して、「予備調査」を実施した。このアンケート調査の結果、当小委員会の「構想試案」については大筋の賛成を得た。そこで、当初の「第1次案」については、考え方の骨子はそのままとし、表現上の不適切な箇所を若干修正して「第2次案」を作成した。この「第2次案」を、昭和53年5月に国立大学協会加盟の全部の大学に配付し、意見を求めた。そこで、当小委員会の作成にかかる「構想試案」に対する参考資料として、ここに、このアンケート調査の結果の概要を報告することにする。

I 調査の対象と方法

(1) 調査対象 全部の国立大学 87大学

(2) 調査票の回収状況 87大学中86大学

(3) 調査時点 昭和53年6月、調査票の整理集計は、同年7月末日現在

(4) 集計整理の方法 各大学からの回答の多くは、部局別回答であつたため、部局別に回答した大学については、意見を同じくする部局数を当該大学の部局数で除した値を大学数として算出した。したがつて、大学数について小数点以下の数値がでることになつた。

II 調査結果の概要

(1) 構想の基本的考え方に対する意見

この設問では、構想試案に対する総括的意見を求めた。その結果は、第1表にみる通り「賛成」および「基本的賛成」と回答した比率が79%に達した。「意見なし」と回答した大学も、「この構想試案の適用対象者がない」とかの消極的賛成が大部分で、これを賛成に含めれば、賛成大学は90%を超える。これに対して、「反対」の大学は僅かの2.9%で「保留」を「反対」に含めても6.7%にとどまる。

第1表 構想の基本的考え方に対する意見

	大学数	%
賛成	36.77	42.8
基本的に賛成（おおむね妥当、適當、問題なしを含む）	31.09	36.2
意見なし（とくになしを含む）	12.32	14.3
保留（わからない、さらに検討を要すを含む）	3.29	3.8
反対（困難、無理である等も含む）	2.53	2.9
計	86	100.0

この「反対」意見の理由としてあげられているのは、たとえば「給与上の待遇改善措置ならば、新俸給表を設けなくても、現行俸給表の制度内で改善等が考えられる」「教育職と行政職との二元的人事構成をとつている大学内に新たな職群を作ることになり、組織管理上、困難な問題を発生させることになる」などの意見である。

また「賛成」の意見の中にも、付帯意見をつける大学があつた。その主なものは、この構想試案では、差し当り、適用対象外とされている「図書館職員」や「人文・社会科学系の教室職員」にも適用拡大すべきだという意見とこれとは逆に「行(一)(二)俸給表適用の技術職員にのみ限定すべき」という意見があつた。

(2) 新俸給表について

これについては、三つの設問をだした。まず第1に「新俸給表を創設する方がよいか」についてであるが、これは第2表-1にみると、「賛成」および「基本的賛成」は66.1%で、ここでも「意見なし」を賛成に含めれば、87.1%に達する。但し、第1表に比べれば、「反対」および「保留」とする大学が若干多く、12.9%ある。この「反対」の理由の主なものは、「待遇改善ならば、行(一)俸給表で措置できる」というものであつた。これについては、現行俸給表でこれらの職員の待遇改善を図れないところから研究技術専門官制度の構想がでてきたことを付記したい。

第2表-1 新俸給表を創設する方がよいか

	大学数	%
賛成	53.09	61.7
基本的に賛成	3.77	4.4
意見なし	18.03	21.0
保留	3.76	4.3
反対	7.35	8.6
計	86	100.0

第2に、この新俸給表の等級構成は、技監、主任専門官、専門官、専門官補の4等級建てであるが、この可否について設問してみた。この結果は、第2表-2にみる通りで、前問までに比べて、賛成意見が少なく、「意見なし」および「保留」の比率が高くなっている。また、「適当」「おおむね適当」とする回答の中にも修正意見が付記されたところもある。

修正意見としては、「特1等級を設ける」「5~6等級にせよ」など等級数を増せという意見と、逆に、「等級数はできるだけ少なくせよ」「等級構成をなくし、通し号俸制とせよ」など等級数の縮減を主張する大学もあつた。また、各等級への格付け基準については、「学歴、経験年数のみとせず、技術を評価して格付けすることが望ましい」「格付基準については、原則として一定の資格（たとえば国家試験等）をもつた者に限ることがよい」などの意見が付されていた。

第2表-2 等級構成は適當か

	大学数	%
適當	3 1. 1 0	3 6. 2
おおむね適當	1 2. 7 4	1 4. 8
意見なし	2 2. 1 9	2 5. 8
保留	1 5. 3 7	1 7. 9
反対	4. 6 0	5. 3
計	8 6	1 0 0. 0

つぎに第3に、この新俸給表の給与水準は適當か否かを設問してみた。この結果は、第2表-3に示す通り「反対」は僅かであるが、「保留」および「意見なし」が合せて43.8%にも達する。この主なるものは「全般的に有利すぎる」「他職種とくに行(一)職員との均衡を考慮せよ」「昇給間差額が大きすぎる」などである。また、これとは逆に、「技監については教授級水準にせよ」「上限と下限を高める必要がある」などの意見もあつた。

第2表-3 給与水準は適當か

	大学数	%
適當	3 2. 1 6	3 7. 4
おおむね適當	1 3. 7 8	1 6. 0
意見なし	2 2. 9 5	2 6. 7
保留	1 4. 6 8	1 7. 1
反対	2. 4 3	2. 8
計	8 6	1 0 0. 0

(3) 他職種との関係について

当小委員会の「構想試案」では、この適用対象の中心を技術職員におき、身分名称も、「文部技官」として取扱うこととしている。そして、図書館職員については、部課係制があり昇格・昇進にもとづく昇給の途がひらかれていること、施設部系の技術職員についても、同様であり、かつその職務内容は、設計・製図等教室系の技術職員とは異なっていることなどから、試案では適用外としていた。また、人文・社会科学系の技術系以外の教室職員や教務職員も、その職務内容が若干異なることを配慮し、アンケート調査では適用外とし、今後の検討課題としていた。こうしたことからこの試案の構想でよいか、どうか設問してみた。この結果が以下である。

まず第1に、図書館職員および施設部系技術職員を適用外にしたことが適當か否かの設問結果をみると第3表-1の通りである。これによれば、「試案でよい」および「基本的に試案でよい」が合せて60.0%で、消極的に賛成の内容である「意見なし」を含めると、90.0%を超え、「反対」は僅か4.9%にすぎない。

第3表-1 図書館職員・施設部系技術職員との関係

	大学数	%
試案でよい	3 1. 0 3	3 6. 1
基本的に試案でよい	2 0. 5 7	2 3. 9
意見なし	2 7. 6 0	3 2. 1
保留	2. 6 2	3. 0
反対	4. 1 8	4. 9
計	8 6	1 0 0. 0

もちろん、この「試案でよい」という意見でも、図書館職員や施設部系技術職員の待遇が現状のままで良いとは回答していない。たとえば「これらの職員に対しても、別途、待遇改善を考慮すべきである」「図書館職員については、別途に専門官化の方向で検討すべきである」などである。

つぎに第2に、人文・社会科学系の教務職員および教室系職員については、どうであろうか。第3表-2でみると試案への賛成意見は、52.2%にとどまり、「意見なし」が41.1%にも達している。「反対」が全くないところから明らかなように、この「意見なし」は、「反対」を意味しない。この多くは、人文・社会科学系部局以外の自然科学系部局よりの回答である。したがつて、この「構想試案」のように「適用については今後検討する」ととに賛成という意見が圧倒的多数であることになる。なおこれについては、「人文・社会科学系の職員についても、同一に取扱うことが望ましい」とする意見が5大学から回答されただけであつた。

第3表-2 人文・社会科学系の教務職員・教室系職員との関係

	大学数	%
試案でよい	29.21	34.0
基本的に試案でよい	15.93	18.5
意見なし	35.35	41.1
保留	5.39	6.3
反対	0.12	0.1
計	86	100.0

第3にその他の職種との関係については、第3表-3にみると、この「構想試案」に対する「反対」は、全くないが、かといって、「賛成」

が多いわけではない。全体の61.8%が「意見なし」で占められる。これは、この技術専門官と類似する職種が、上記したもの以外にないことの結果であろうか。なお、意見としては、当然のことながら、「一般事務職員の優遇措置を併せ考えるべきである」とする回答があつた。これ以外には、「医療職俸給表適用者も含めるべきである」とする意見が付されたにとどまる。

第3表-3 その他の職員との関係

	大学数	%
試案でよい	17.37	20.2
基本的に試案でよい	9.30	10.8
意見なし	53.17	61.8
保留	6.03	7.0
反対	0.13	0.2
計	86	100.0

(4) 「構想試案」は実態に即しているかについて

この「構想試案」の作成に当つては、この新設俸給表の格付け基準や適用が可能となるよう十分配慮し、「実態に即する」よう具体的に構想した。しかし、この「構想試案」の適用対象として予定している「職務内容」を遂行し、一定の資格要件を有する者を、果して明確に職務分類し、技術専門官として取り扱うことができるかどうか、またこの技術専門官の中を、職務内容、学歴、経験年数等によって4等級に分類できるかどうか、現実に即して可能かどうかは、確認してみる必要がある。そこで、これについて

て設問してみた。この結果が、以下の2表である。

第4表-1によれば、「基本的に可能」を含めると「可能」とする意見が58.4%と過半数を占め、消極的賛成とみなしうる「意見なし」をこれに加えると83.5%に達する。「不可能」とする意見は、8.8%にとどまつた。

第4表-1 職務内容により技術専門官を明確に分離できるか

	大学数	%
可能	39.31	45.7
基本的に可能	10.92	12.7
意見ない	21.62	25.1
保留	6.60	7.7
不可能	7.55	8.8
計	86	100.0

第4表-2 職務内容、学歴、経験年数等により4等級に分離できるか

	大学数	%
可能	34.74	40.4
基本的に可能	12.12	14.1
意見なし	21.84	25.4
保留	8.26	9.6
不可能	9.04	10.5
計	86	100.0

つぎに、第4表-2の4等級への分離についても第4表-1とほぼ同様の結果である。

なお、これについては、「主任専門官、専門官、専門官補の3段階が実態に即している」という意見もあつた。またなかには「審査委員会を設け、審査せよ」とする厳しい意見もあつた。これ以外に「特殊な技術・技能を有するものについては、学歴、経験年数によらず優遇できる道を考慮せよ」とする意見が、とくに付置研からよせられている。

5) 「構想試案」への移行措置について

この「構想試案」の「技術専門官」に当る「職務を遂行している」ものは、現実には、多様な身分で任用され在職している。そこで、果して、新設俸給表への俸給表の適用変更が可能かどうか、設問してみた。これを整理したのが以下の第5表である。

第5表-1 助手の一部の移行は可能か

	大学数	%
可能	32.20	37.4
基本的に可能	8.53	9.9
意見なし	22.95	26.7
保留	17.36	20.2
不可能	4.96	5.8
計	86	100.0

第5表-2 教務職員の移行は可能か

	大学数	%
可能	4 1 7 9	48.6
基本的に可能	3.7 3	4.3
意見なし	2 4.5 3	28.5
保留	1 5.4 4	18.0
不可能	0.5 1	0.6
計	8 6	100.0

第5表-3 技術・技能職員の移行は可能か

	大学数	%
可能	3 8.8 3	45.2
基本的に可能	8.1 9.	9.5
意見なし	2 4.6 2	28.7
保留	1 3.1 1	15.2
不可能	1.2 5	1.4
計	8 6	100.0

これによれば、全体的にみて、「不可能」とする意見は、殆んどわずかであるが、かといつて、「可能」もしくは「基本的に可能」とする意見が、圧倒的に高い比率を占めているわけではない。「意見なし」と「保留」の比率が、上述してきた設問の結果より、若干高めにでている。「意見なし」の内容は、ほぼ消極的に「可能」とみてよいが、「保留」については、俸給表が新設され、実際に適用してみなければ、判断できないという意味に

受け取れる。これは、「構想試案」の「移行措置」が「属人的」に大学や本人の希望、および資格要件等を加味して実施するということによると思われる。

(6) 「構想試案」に対するその他の意見

以上の設問以外に問題点を指摘する回答が幾つかよせられた。その主なるものを列記すれば、次のようなものであつた。

第1は、適用対象を医療技術者、実験動物管理職員、薬用植物栽培員、宇宙開発観測職員、農場・演習林職員、有害実験廃棄物取扱者、などへも拡大せよとする意見がだされている。

第2は、技術専門官については、教官に準じた研修、調査費用、旅費を積算してもらいたいとする意見がある。

第3は、技術専門官への新規採用者は、公務員試験対象外官職として任命権者に委ねる必要があるとの意見もよせられている。

第4は、技術専門官の俸給表の新設に当つては、俸給表上の等級別定数はもちろんのこと、定員措置を明確にしなければ混乱が生ずるとの意見もあつた。

(7) 以上の要約

以上当小委員会の「構想試案」について種々なる角度から設問をだし、国立大学関係者の賛否を聴いてきた。

もともと、この「構想試案」は、できるだけ具体的かつ実行可能なものとして立案するよう努めたが、細目にわたつてまでリジッドにはできていない面もある。

したがって、上述のように実施に当つては種々配慮すべき問題提起もある
が、これについては、今後検討を要するとしても、結論としては、大筋にお
いて、これに賛成もしくは可とする意見が圧倒的多数を占めることになった。

別添資料 III

専門官制度問題小委員会名簿

委員長 前田四郎 東北大

委員 山田伴次郎 宇都宮大

" 山田敏郎 京都大

" 武谷健二 九州大

" 和田正信 東北大

" 蓼沼謙一 一橋大

専門委員 下沢 隆 埼玉大教授

" 高田敏 大阪大教授

" 坂井光夫 東京大教授

" 高梨昌 信州大教授

" 慶谷淑夫 東京工業大助教授

" 吉田寿雄 東京大事務局長

" 佐藤三樹太郎 東工大事務局長

" 舟橋昭夫 東京大庶務部長